

桜川市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月10日

桜川市長

## 桜川市条例第9号

桜川市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

桜川市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例（令和3年桜川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項」に改め、同条第5号を次のように改める。

（5） 地域住民 近隣関係者及び周辺関係者の総称をいう。

第2条第7号を次のように改める。

（7） 周辺関係者 事業区域の境界からおおむね300メートル（太陽光発電施設の出力が50キロワット未満の場合は100メートル）の区域内に居住する者及び当該区域内において事業を営む者をいう。

第4条第1項及び第3項中「周辺関係者」を「地域住民」に改める。

第8条の見出し及び同条第1項中「周辺関係者」を「地域住民」に改め、同条第2項中「地域住民」を「、近隣関係者のうち事業区域に隣接する土地の所有者」に、「近隣関係者の」を「周辺関係者も含め」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、桜川市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例施行規則（令和3年桜川市規則第39号。以下「規則」という。）で定める同意を得られない理由があるときは、この限りでない。

第8条第3項中「周辺関係者」を「地域住民」に改める。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第1項第3号中「前条第1項、第2項」を「前条」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(地位の承継)

第12条 事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の桜川市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例の規定は、令和7年4月1日以後に工事に着手する太陽光発電施設設置事業について適用し、令和7年3月31日までに工事に着手する太陽光発電施設設置事業については、なお従前の例による。